

競技付則（ローカル・ルール）

競技会に参加される選手及びそのマーカーは、競技規則・付則（ローカル・ルール）の準用に際し、当該プレーヤーが特に有利となる判断をしないよう留意しなければならない。

1. 区域の識別は以下の杭の色で示す。
 - ・アウト・オブ・バウンズ（OB）：白杭
 - ・修理地：青杭又白線
 - ・ペナルティーエリア：赤杭
 - ・1ペナ区域（ホール境界線）：黒黄帯杭
2. 黒黄帯杭を通過し他のホールに球が止まった場合、現にプレーしているホールのピンに近づかず、他ホールに球が止まった地点と同等距離の黒黄帯杭の境界地点まで移動し、その地点より2クラブレングス以内にドロップ（1打付加）し、次打を行う。他ホールの球が止まった地点及び同等距離の境界地点の確認は、マーカーか同伴競技者と協議の上、決定しなければならない。但し、赤杭及び黒黄帯杭を越えたボールの確認が出来ない場合は、ロストボール扱いを避けて越えたと思われる地点をマーカーか同伴競技者と協議の上、上記の処理を行うこととする。月例会・水曜杯・土曜杯のみ、OBもしくは紛失球の可能性がある場合は原則全て暫定球で打ち直しとする。暫定球を打たずに、OBもしくは紛失球だった場合は所定（別紙参照）の位置にドロップをし、プレイを続行する。
3. 5・10・12番ホールにおいて第1打がペナルティーエリアの場合は（10番ホールは9番ホールと10番ホール間のペナルティーエリアに入った場合のみ）、特設ティより第3打にてプレーを続行する。但し、理事長杯・クラブ選手権・キャプテン杯・シニア選手権・グランドシニア選手権は適用しない。上記の5大会以外の公式競技には、黄色いティマークから後方に2クラブレングス内をドロップエリアとし、そこから第3打にてプレーを続行しなければならない。
4. 打球が他のティーイングエリアの上に止まった場合は、無罰にてそのティーイングエリアを避けたピンに近づかない箇所（ニヤレストポイント）より1クラブレングス以内にドロップし、次打を行う。
5. 球はJGA公認球であればラウンド中でも、メーカー及びコンプレッションの変更を認める。但し、変更の場合はその旨をマーカーか同伴競技者に申し出なければならない。
6. 使用していないパッティンググリーン上（カラー部分を含む）に球が止まった場合及びスタンスがかかる場合は、無罰でピンに近づかないニヤレストポイントより、1クラブレングス以内にドロップしなければならない。
7. 競技中は、指定練習場（アプローチ練習場・練習グリーン・クラブハウス2階のショット練習場）以外での練習を禁止する。違反を発見した場合、初回は2打罰、2回目は失格とする。
8. ジェネラルエリアにある下記の物は、動かさない障害物とする。その障害物がスイング時に妨げになる場合には、ピンに近づかないでその障害物を避けられるニヤレストポイントより1クラブレングス以内にドロップしなければならない。
 - ・カート道路及びその轍
 - ・目土箱
 - ・各種表示板およびその支柱
 - ・樹木の切り株
 - ・表示杭（青杭・赤杭・黒黄帯杭、ヤーデージ埋め込みマーク）
9. バンカー内の排水弁と水溜りに球が接しているか、又はスタンスが掛かりスイングの妨げになる場合はマーカーか同伴競技者と協議の上、同バンカー内でピンに近づかない箇所に無罰でドロップすることができる。
10. 競技中、乗用カートに打球が当たった場合は、無罰とし球が止まった地点より次打を行う。その際、カートがスイングの妨げになる場合はカートをプレーの妨げにならない箇所に移動させることができる。
11. プレーの進行には留意し、先行組との間隔を不当に開けないようにすること。一人の持ち時間を40秒とし、最初の組は2時間15分を越えたら、2組目以降は2時間15分を越えて尚且つ10分以上前の組と間を開けた場合はその組全員に警告し、失格を含むペナルティー（2打罰等）を競技委員が審議し決定する。
12. 競技中は、携帯電話の使用は緊急時以外原則禁止とし、以上の違反行為を発見した場合、最初は2打罰、2回目は失格とする。距離計測器の使用は認めるが、プレーの進行には留意すること。
13. 本競技付則（ローカル・ルール）の変更はその都度クラブハウス内に掲示し、その日より効力を有する。
14. 上記以外は、競技規則及び日本ゴルフ協会（JGA）のゴルフ規則に基づくものとする。
15. 本競技付則（ローカル・ルール）は平成22年12月1日より施行する。
 - (1) 本付則を一部改正し、平成23年3月1日より施行する。
 - (2) 本付則を一部改正し、平成24年4月1日より施行する。
 - (3) 本付則を一部改正し、平成27年10月24日より施行する。
 - (4) 本付則を一部改正し、平成30年4月1日より施行する。
 - (5) 本付則を一部改正し、平成30年5月1日より施行する。
 - (6) 本付則を一部改正し、平成31年1月1日より施行する。
 - (7) 本付則を一部改正し、令和元年10月1日より施行する。
 - (8) 本付則を一部改正し、令和4年1月1日より施行する。